

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

Newsletter

〈2021年5月号〉

目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

1

所有権留保の落とし穴

～最判平成21年3月10日を振り返る～



2

令和3年5月1日からスタートする不動産情報の取得制度について



所有権留保の落とし穴 ～最判平成21年3月10日を振り返る～

大江 祥雅
Yoshimasa Oe

PROFILEはこちら



第1 はじめに

次の事案において、Y社は、X社に対する債権の回収のために所有権留保を設定していたにもかかわらず、X社の経営危機が迫っているときに、なぜかあえて折角の所有権留保を放棄してしまいました。なぜY社はわざわざ権利を放棄したのでしょうか。

今回は、所有権留保の落とし穴を紹介したいと思います。

- ① X社は動産(以下「本件動産」)を所有し、これを事業に用いている。
- ② Y社は、X社に対して本件動産の売掛金等の債権を有しているところ、本件動産について所有権留保を設定していた。
- ③ 本件動産は、X社の倉庫などにあるのではなく、X社の顧客(以下「X社顧客」)の敷地に設置されており、顧客へのサービス提供において用いられている。
- ④ X社は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、経営が危機に瀕した。
- ⑤ X社は、Y社に対して支払の猶予を求めるなど交渉し、Y社は分割払いに応諾したが、その合意書の中で、Y社は本件動産に対する所有権留保を放棄した。

第2 最判平成21年3月10日の紹介

Y社が所有権留保放棄した理由ですが、最判平成21年3月10日第三小法廷判決(民集63巻3号385頁。以下「平成21年最判」)を考慮したものと思われます。10年前の判例ですが、平成21年最判は、担保を取ることに一定のリスクがあることを示したものです。

新型コロナウイルス感染症の影響で多くの企業の体力が低

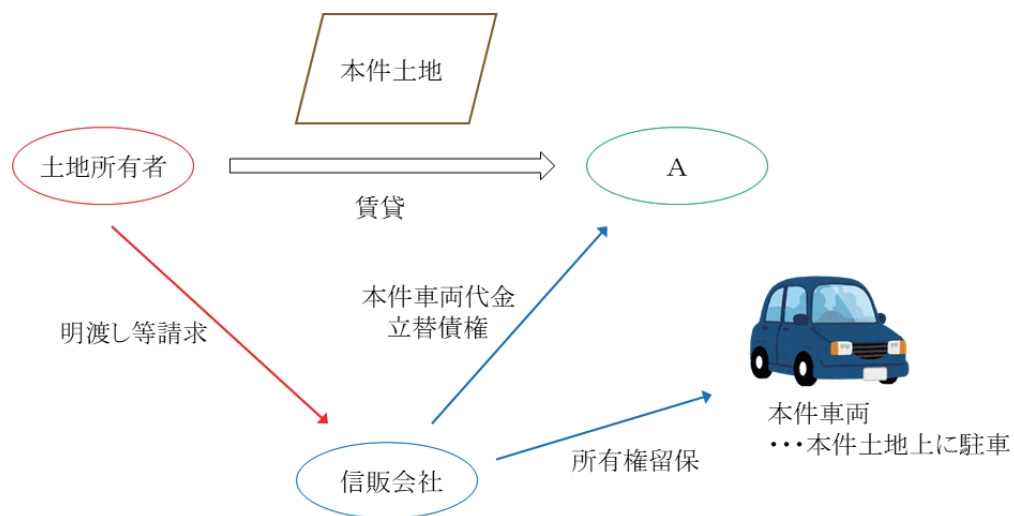
下しており、将来の債権回収リスクに備えて担保を強化したいと考えている企業も少なくないと考えますが、このような判例があることを振り返るのも重要であると感じたことから、紹介致します。

1 事案の概要

平成21年最判の事案の概要は、次のとおりです。

- ① 上告人である土地所有者(以下「土地所有者」)は、Aに対し、土地(以下「本件土地」)を、自動車(以下「本件車両」)の駐車場として使用する目的で貸し渡した(以下「本件賃貸借契約」)。
- ② Aと被上告人である信販会社(以下「信販会社」)は、Aが自動車販売店から購入する本件車両の代金を信販会社が立替払すること等を内容とするオートローン契約(以下「本件立替払契約」)を締結した。
- ③ 本件立替払契約の要旨は、①信販会社は本件車両の代金を立替払し、Aは信販会社に対して立替金債務を60回に分割して支払う、②本件車両の所有権は、自動車販売店から信販会社に移転し、Aが立替金債務を完済するまで同債務の担保として信販会社に留保される、③Aは、自動車販売店から本件車両の引渡しを受け、善良な管理者の注意をもって本件車両を管理する、④Aは、期限の利益を喪失したとき、信販会社からの信販会社が留保している所有権に基づく本件車両の引渡請求に異議なく同意する、⑥信販会社がAから本件車両の引渡しを受けてこれを公正な機関に基づく評価額をもって売却したときは、売却額をもって立替金債務の弁済に充当するというものであった。

- ④ Aは、立替払契約上の分割金を支払っていない。
- ⑤ Aは、本件賃貸借契約に基づく賃料も支払わず、土地所有者は本件賃貸借契約を解除した。
- ⑥ 本件賃貸借契約終了後も、本件土地には本件車両が駐車されている。
- ⑦ 土地所有者は、本件車両について、その所有権を留保している信販会社に対し、土地所有権に基づき、本件車両の撤去と駐車場の明渡しを求めるとともに、本件土地の使用料相当損害金の支払を求めた。



2 平成21年最判の判断

原審は、信販会社は立替金債務を担保するために本件車両の所有権を留保したものであって、信販会社が有するのは通常の所有権ではなく、実質的には担保権の性質を有するものにすぎないから、信販会社は所有者として本件車両を撤去して本件土地を明け渡す義務を負わないと判断し、土地所有者の請求をいずれも棄却しました。信販会社は、Aに本件車両の代金を貸して、その代わりに本件車両を担保にとつたのみで、本件車両の駐車場所には関与していませんでしたので、この原審判断は合理的なようにも思われます。

しかし、平成21年最判は、次のように判示して原審判決を破棄しました。

- ① 信販会社は、Aが立替金債務について期限の利益を喪失しない限り、本件車両を占有、使用する権原を有

しないが、Aが期限の利益を喪失して残債務全額の弁済期が経過したときは、Aから本件車両の引渡しを受け、これを売却してその代金を残債務の弁済に充当することができる。

- ② 担保として動産の所有権を留保する場合において、所有権を留保した者(以下「留保所有権者」)の有する権原が、期限の利益喪失による残債務全額の弁済期(以下「残債務弁済期」という。)の到来の前後で前①のように異なるときは、留保所有権者は、残債務弁済期が到来するまでは、当該動産の交換価値を把握するにとどまるので、当該動産が第三者の土地上に存在して第三者の土地所有権の行使を妨害しているとしても、特段の事情がない限り、当該動産の撤去義務や不法行為責任を負うことはない。

③ しかし、残債務弁済期の経過後は、留保所有者は、当該動産を占有し、処分することができる権能を有するものと解されるから、留保所有権が担保権の性質を有するからといって上記撤去義務や不法行為責任を免れることはない。もともと、残債務弁済期の経過後であっても、留保所有者は、原則として、当該動産が第三者の土地所有権の行使を妨害している事実を知らなければ不法行為責任を問われることはなく、上記妨害の事実を告げられるなどしてこれを知ったときに不法行為責任を負うと解するのが相当である。

つまり、平成21年最判は、債務者が期限の利益を失った後に、留保所有者が、所有権留保の対象動産が第三者の権利を侵害している事実を知った後は、撤去義務や不法行為責任を負うとしたのです。

第3 Y社が所有権留保を放棄した理由

第1記載の事案について考えると、本件動産は、X社が事業を維持・継続してX社顧客へのサービス提供に用いている限りにおいては価値がありましたが、X社が倒産してしまうと、他の用途に利活用することが困難で、交換価値が相当に低いと考えられるものでした。また、X社が倒産してしまうと、X社顧客にとって本件動産は無用の長物となり、さらに老朽化や台風などで破損等すれば通行人に怪我を負わせたりするおそれもあり、X社顧客が撤去を望むようなものでした。

Y社は、X社の経営危機を踏まえて、所有権留保を維持すると逆にX社倒産後にX社顧客から本件動産の撤去を求められ、債権回収をするどころかマイナスになってしまおうと考えて、所有権留保を放棄したのだと考えられます。

第4 検討

所有権留保は債権回収のための手段としてよく知られており、本ニュースレターでも過去に取り上げています(2018年8

月号 譲渡担保権設定後の集合動産に所有権留保目的物が混入した場合における譲渡担保権と所有権留保の優劣～東京高裁平成29年3月9日判決(金融法務事情2091号71頁)～、2019年3月号 所有権留保が集合動産譲渡担保に優先する旨の最高裁判決がなされました～最高裁平成30年12月7日判決・金融法務事情2106号4頁～)。

しかし、他の動産先取特権や、動産譲渡担保などの担保と同様、設定をしたから万全であるというのではなく、債務者が倒産などしたときに行使して実効性があるのか、換価価値があるのか、換価容易性があるのかなどを予測しておく必要があります。更には、平成21年最判も踏まえて、マイナスになってしまうリスクにも配慮しなければいけません。平成21年最判は、所有権留保の対象が自動車で、中古市場があり、比較的換価は容易で、また換価価値も相応にあると期待できたはずで、運搬も比較的容易であるにもかかわらず、信販会社は予想外の負担を負うことになりました。自動車に比べると換価が難しいもの、中古になると一気に換価価値が下がる動産は少なくないと思いますので、収去・運搬コストが転売価格に見合うのかなども十分に検討した上で担保を設定する必要があります。平成21年最判は、所有権留保に限らず、動産譲渡担保やファイナンス・リースにも及ぶのではないかとされていますので、他の動産担保においても同様の配慮が必要です。

なお、所有権留保をしていたところ、平成21年最判のように動産の撤去や損害賠償を求められた場合、所有権留保権を放棄してこれらの責任から逃れることはできるのでしょうか。動産の所有権放棄については、民法に規定がないものの、これを可能とする解釈が有力です。しかし、例えば民法398条は、「地上権又は永小作権を抵当権の目的とした地上権者又は永小作人は、その権利を放棄しても、これをもって抵当権者に対抗することができない。」としているところ、民法においては他人の権利を侵害してまで権利の放棄はできないと考えられます。端的に言いますと、都合が悪くなったら留保所有権を放棄するという勝手は、やはり許されないと考えるべきです(金

融・商事判例1325号2頁)。

このように所有権留保等の担保にはリスクもありますので、設

定の際には、その有効性・実効性を含めて広く慎重に検討し

ていただければと思います。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

令和3年5月1日からスタートする不動産情報の取得制度について

山本 翔
Sho Yamamoto

PROFILEはこちら

第1 はじめに

令和元年5月10日に「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、令和2年4月1日から、一部を除き、改正法が施行されていたところです。この改正では、債務者の財産状況の調査に関する制度の実効性を向上させるため、財産開示手続の見直しを行うとともに、第三者からの情報取得手続の新設等の改正を含むものですが、不動産に関する情報取得手続が令和3年5月1日からスタートすることになったため¹、その内容を簡単にご紹介させていただきます。

第2 第三者からの情報取得手続

1 制度の概要

そもそも、第三者からの情報取得手続がどのような制度かということですが、金銭債権について勝訴判決などを得た債権者が強制執行の申立てをするためには、差押えの対象となる財産を特定しなければいけませんが、債権者が債務者の財産に関する十分な情報を有しない場合には、勝訴判決などを得たにもかかわらず、その強制的な実現を図ることができないという問題が生じていました。そこで、改正法では、債務者の財産状況の調査に関する制度の実効性を向上させるため、既存の財産開示手続を見直すだけでなく、債務者の財産に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続を新設することとしており、この手続では、執行裁判所が確定判決などの債務名義を有する債権者からの申立てにより、第三

者である金融機関、登記所、市町村等に対して、債務者の財産に関する情報の提供を命ずる旨の決定をし、この決定を受けた第三者が、執行裁判所に対して当該情報の提供をするというものになります。

2 不動産情報の取得

ところで、我が国の不動産登記制度は、物的編成主義とも呼ばれ、一筆の土地又は一個の建物ごとに登記記録が作成されることとなっており、登記名義人を単位として登記記録が作成されるものではありません。このため、従来は、登記記録につき登記名義人を単位とする検索をすることはできませんでしたが、法務局の登記情報システムにおいて新しいシステム(V30)が導入されたことに伴い、登記名義人を単位とする検索をすることができるようになったところ、民事執行法の改正ではこれを活用することにより、債権者は、債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物の存否及び土地等を特定するに足る事項の情報提供を(法務省令で定められた登記所である)東京法務局 に対して求めることができるようになりました(改正後の民事執行法205条1項、民事執行規則189条)。

金銭債務を履行しない債務者が不動産を保有している場面は必ずしも多くはないかと思いますが、仮に、住所地以外の場所に不動産を隠し持っていたとしても、この制度を活用することにより、これが明るみに出る可能性があることとなります。

1:民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律附則第5条の政令で定める日を定める政令(令和2年政令第358号)

2:民事執行法第二百五条第一項に規定する法務省令で定める登記所を定める省令(令和3年法務省令第15号)

もっとも、この不動産の情報取得手続の申立てをするためには、強制執行を開始するための一般的な要件が備わっていることに加えて、財産開示手続の前置が求められており、原則として、財産開示期日における手続が実施された場合において、当該財産開示期日から3年以内に限りすることができます。他方で、市町村等からの勤務先情報

の取得とは異なり、債権者の有する請求権の種類による限定はありませんので、例えば、貸金返還請求権を有する債権者であっても、不動産の情報取得手続の申立てを行うことが可能となっています。

各情報取得の制度を表にまとめると以下のとおりです。

対象機関	金融機関	登記所	市町村等
取得できる情報	預貯金債権・上場株式等に関する情報	土地又は建物等の所有権に関する情報	勤務先情報
強制執行の不奏功等の要件	○（必要）	○（必要）	○（必要）
財産開示手続の先実施の要否	×（不要）	○（要）	○（要）
債権者の請求権による限定の有無	×（限定無）	×（限定無）	○（養育費債権や生命・身体への侵害による損害賠償請求権を有する者に限定）

第3 その他

話は変わりますが、破産管財人が破産者の資産を調査する場面において、裁判所による調査嘱託（破産法13条、民事訴訟法186条）が活用されることもあるところ、この調査嘱託の枠組みで、法務局に対して破産者の不動産情報の調査を嘱託することができるのかどうかという点について関心を持たれる方もいるかと思います。不動産の情報取得制度については、

民事執行法の改正によって法務省令で定める登記所に対して特に義務を課したものでありますが、破産財団の管理権限を有する破産管財人による活用が許されるかどうかについては、法務局の対応能力等の観点から一定の制約が現実にあることは否定できないと思われ、今後の実情を注視していく必要があるといえます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】